

毒物及び劇物管理の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の状況
<p>公立大学法人 大阪府立大学</p>	<p>公立大学法人大阪府立大学羽曳野キャンパスの毒物及び劇物（以下「毒劇物」という。）の管理状況を確認したところ、公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程（以下「規程」という。）第7条に定める化学物質安全管理支援システム（以下「システム」という。）を活用しておらず、管理責任者である各教員が独自に薬品受払簿を作成して毒劇物を管理していた。 このため、システム上での縦覧もできず、適時に毒劇物の保管管理状況を掌握できない状態となっている。</p>	<p>【是正を求めるもの】 規程に従いシステムによる適切な毒劇物の保管管理が行われるよう、関係部局への規程の周知徹底を図られたい。</p> <p>-----</p> <p>【公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程】 (管理責任者) 第3条 毒劇物を適正に管理するため、毒劇物を使用及び保管する研究室等に毒劇物の管理を総括する者（以下「管理責任者」という。）を置くものとする。 (毒劇物の保管管理) 第7条 管理責任者は、化学物質安全管理支援システム（高等専門学校にあっては薬品受払簿）により毒劇物の保管数量及び使用量を把握しておくとともに、定期的に毒劇物の保管数量を照合して確認するものとする。</p> <p>-----</p>	<p>平成27年3月4日付けで、関係部局長に対し、「公立大学法人大阪府立大学毒物及び劇物管理規程」にのっとり、毒劇物を適正に管理することを教職員へ周知するよう依頼し、周知徹底を図った。 検討の結果、平成28年7月13日に「公立大学法人大阪府立大学化学物質管理要綱」及び「公立大学法人大阪府立大学化学物質安全管理委員会設置要綱」を制定し、毒劇物を含む化学物質の適切な保管管理体制を整えた。</p>